

山梨県公報

第二千九十二号

平成二十二年

十一月二十五日

木曜日

目次

保安林の指定の予定……………六七五
 道路の区域変更(二件)……………六七五
 道路の供用開始……………六七六
 公告……………六七六
 県政功績者……………六七六
 その他……………六七七
 漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………六七七

告示

山梨県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所
上野原市秋山字小裾辺七八三四(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡丹波山村字西はんや川一六四六番の一地先から北都留郡丹波山村字ひわた志ろ道下一五二八番地先まで	八・二丁 二九・三	八・一 一八・一		一五五・〇

山梨県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一三七号
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字河口字御坂山二四六八番の二地先から南都留郡富士河口湖町大字河口字御坂山二四九一番の二地先まで	一三・〇〇 四〇・九	一〇一・一	一〇一・一	一〇一・一

山梨県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山中湖忍野 富士吉田線	富士吉田市大字下吉田字大溝二三八二番の六地先から 富士吉田市大字上吉田字鳥居下 三八六四番の二地先まで	一〇五五・三	平成二十二年十一月二十九日

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づき平成二十二年度県政功績者は、次のとおりである。

個人

平成二十二年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

功績分野	氏 名	住 所
地方自治	横森 巧	韮崎市穂坂町三ツ澤二千二百四十八番地
特別感謝状	諏訪 一藏 都倉 昭二 芦澤 武美 飯沼 忠 井上 忠雄 小笠原 孝 小澤 勝男 片田 政一 五味 篤 佐藤 榮也 島田 利彦 志村 勢喜 杉本 隆芳 田中 周治 都倉 義男 野中 忠義 深沢 瀨 本間 愛教 三井 正樹 長谷川 利行 河面 禧衛 長坂 征夫 奈良田 幸夫 飯野 巧 河野 通一 輿水 順彦 齋藤 則男 名取 政仁 細田 俊	西八代郡市川三郷町上野四千七百七十四番地 都留市田野倉七百七番地 南巨摩郡富士川町鯉沢千六百八十二番地 甲府市山宮町千五百三十番地二十 笛吹市石和町中島五百十二番地 南アルプス市十五所六百五十二番地 北杜市武川町宮脇八百九十一番地 南巨摩郡身延町大島千四百十八番地 韮崎市藤井町坂井七百九十九番地 甲州市勝沼町上岩崎四百一十一番地 甲斐市篠原百七十五番地一 笛吹市石和町東油川百七十二番地 上野原市上野原千二百五十五番地 中央市一町畑百九十二番地 甲州市大和町日影二百十九番地 南巨摩郡富士川町鯉沢五千二十八番地一 南巨摩郡身延町帯金七百六十六番地 山梨市三ヶ所六百二十番地 北杜市大泉町谷戸二千九百五十四番地一 南アルプス市榎原三百六十三番地 南アルプス市飯野二千九百一十一番地五 北杜市武川町牧原千四百十三番地 甲府市桜井町千五番地十一 南アルプス市藤田千三百五十八番地三 甲府市飯田三丁目一番二十五号 北杜市高根町清里三千五百四十五番地 甲府市朝日四丁目九番四号 北杜市小淵沢町九百九十四番地一 甲府市大手一丁目二番四十二号
産 業		

その他

功績分野	団体名	所在地
環境	特定非営利活動法人スペースう	南巨摩郡富士川町天神中條百七十七番地
保健衛生	依田 竹雄	甲府市上阿原町八百九十一番地十五
社会福祉	依田 道彦	山梨市下井尻三百四十九番地
科学技術 教育文化	窪田 道也	甲斐市中下条千七百七十七番地
	岩間 英雄	甲府市丸の内二丁目三十二番六号
	浅川 宏雄	甲斐市西八幡千二百十番地一
	瀬田 實	甲府市東光寺一丁目三番二十七号
	保坂 智子	甲府市緑が丘一丁目十八番十七号
	依田 道彦	山梨市下井尻三百四十九番地
	北浦 佐都子	甲府市朝氣三丁目十七番二十七号
	水上 秀克	笛吹市一宮町塩田七百四十七番地
	渡邊 和夫	甲州市塩山上於曾千三百三十八番地一
	清水 祝子	南アルプス市六科千五百五十八番地
	清水 天	甲府市德行一丁目一番二十号
	長澤 俊博	韮崎市穴山町四千七十七番地
	西野 義久	中央市山之神二千三百八十九番地一
	野口 富美子	甲府市東光寺三丁目三番十七号
	花輪 幹夫	中央市東花輪六百七十三番地三
	依田 竹雄	甲府市上阿原町八百九十一番地十五

山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百四十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。
 平成二十二年十一月二十五日

山梨県内水面漁場管理委員会
 会長 平山 公明

- 一 指示内容
 - 1 放流の制限
 本県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。
 - 2 持ち出しの制限
 本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。
 - 二 指示の区域
 山梨県内の公共用水面
 - 三 指示の期間
 平成二十二年十一月十七日から平成二十三年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番